

長崎市学校評価ガイドライン

長崎市教育振興計画に基づく
学校運営の充実をめざして



長崎市教育委員会
平成22年1月

はじめに

平成19年6月の学校教育法一部改正、同年10月の学校教育法施行規則改正、さらには、平成20年1月に文部科学省が出した「学校評価ガイドライン」〔改訂〕など一連の学校評価に関わる改訂を受け、長崎市でも、各学校から学校評価の結果について報告を受けています。

報告書によると、「少人数指導が継続して行われたことで子どもの学力が向上した。」「子どもの朝食の摂取状況がよくなった。」など、各学校の具体的な取組のよさや、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちのよりよい成長に努めている様子が伝わってきます。

一方、報告の形式を統一していなかったために、「教職員による自己評価がなく、保護者によるアンケート結果のみを提出している学校」「教職員の気づきだけで終わり、学校としての具体的な改善策が見えない学校」など、学校評価のとらえ方や取組の違い、とりわけ「自己評価」や「学校関係者評価」の在り方などに課題があることもわかりました。

そこで、長崎市としての学校評価の在り方について整理や改善をしながら、効果的な普及と推進を図る必要が出てきたため、文部科学省の研究委託「平成21年度学校評価・情報提供の充実・改善等のための実践研究」事業を受託しました。そして、平成19年度からすでに学校評価について研究されていた長崎市中学校教頭会6校を研究実践校として、本市の実態を踏まえた学校評価の指針づくりに取り組んでまいりました。

本事業では、長崎市立学校の学校評価を改善することで、よりよい学校づくりをめざし、長崎の未来を担う子どもたちがさらに自信をもつことを目的に、まずは、学校評価の基盤といえる「自己評価」に焦点を当てました。

○アンケートの評価項目は適切か（数や内容などの重点化）

○長崎市としての共通性と学校としての独自性を盛り込めないか

○アンケートを子ども・保護者・教職員で共通したものにできないか

などを視点にししながら、研究を重ねる中で、「組織で考えること」「学校のよさが表れるものにする」となどの大切さが明らかになってきました。

このたび、その成果を「長崎市学校評価ガイドライン」として発行いたしました。

各学校におかれましては、本ガイドラインを活用いただき、学校・家庭・地域が一体となった学校運営の充実及び教育活動の改善に取り組まれることを祈念いたします。

平成22年1月

長崎市教育委員会教育長 馬場 豊子

目 次

1 学校評価の目的	1
2 長崎市の学校評価システム	2
(1) 長崎市教育振興計画.....	2
(2) 長崎市学校評価システムの概要.....	3
(3) 評価項目の重点化.....	4
(4) 「学校評価報告書」作成の手順.....	5
(5) 長崎市学校評価報告書（様式）.....	6
(6) 学校評価アンケート（参考例）.....	8
A 児童生徒用アンケート（例）.....	8
B 保護者用アンケート（例）.....	9
C 教職員用アンケート（例）.....	10
3 学校評価の具体的な進め方	11
(1) 教育目標・学校経営方針・重点目標と評価項目の設定.....	11
(2) 校内組織の活用.....	12
(3) 全教職員による実践と情報提供.....	13
(4) 自己評価のための情報収集と分析等.....	14
(5) 自己評価のまとめ（成果・課題・対策等）.....	17
(6) 学校関係者評価と対策等の見直し.....	18
(7) 学校評価報告書の提出と結果の公表.....	19
4 教育委員会による支援	20
(1) 学校評価報告書の分析.....	20
(2) 課題改善に向けた支援.....	21
関連資料	
○関連法規.....	23
○長崎市教育振興計画.....	27

1 学校評価の目的

1 学校評価の目的

平成14年4月に施行された小学校設置基準等において、各学校は自己評価の実施とその結果の公表に努め、保護者等に対する情報提供を積極的に行うこととされました。平成18年3月には「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」が作成され、各学校や設置者の取組の参考が示されました。そして、さらなる学校評価の推進を図るため、平成19年6月に学校教育法、同年10月に学校教育法施行規則の改正により、自己評価・学校関係者評価の実施・公表、評価結果の設置者への報告に関する規定が新しく設けられたのです。このため、新たに「学校評価ガイドライン〔改訂〕」が平成20年1月に作成されました。このガイドラインは、市区町村立の小学校及び中学校を念頭に置いて記述されており、その特性を踏まえた学校評価の在り方及びガイドライン活用に当たっての留意点が示されています。

学校の裁量が拡大し、自主性・自立性を高めなければならない現在、その教育活動等の成果を検証し、必要な支援・改善を行うことにより、児童生徒がよりよい教育活動等を享受できるよう学校運営の改善と発展を目指し、教育水準の向上と保障を図ることが重要です。

学校評価は限られた時間や人員を、必要性・緊急性の高い活動や教育効果の高い活動に集中させるといった、学校の教育活動の精選・重点化を進める上で重要な役割を果たすものです。学校評価の取組を通して、学校として組織的に、今、重点的に行うべきことは何かを把握し、その伸長・改善に取り組むようになること、さらには学校評価を軸として学校が適切に説明責任を果たし、情報の共有と連携協力の促進を通して、学校・家庭・地域それぞれの教育力が高められていくことが期待されています。

これらのことから、学校評価は以下の3つを目的として実施するものです。

学校評価ガイドライン〔改訂〕(H20.1.31) より

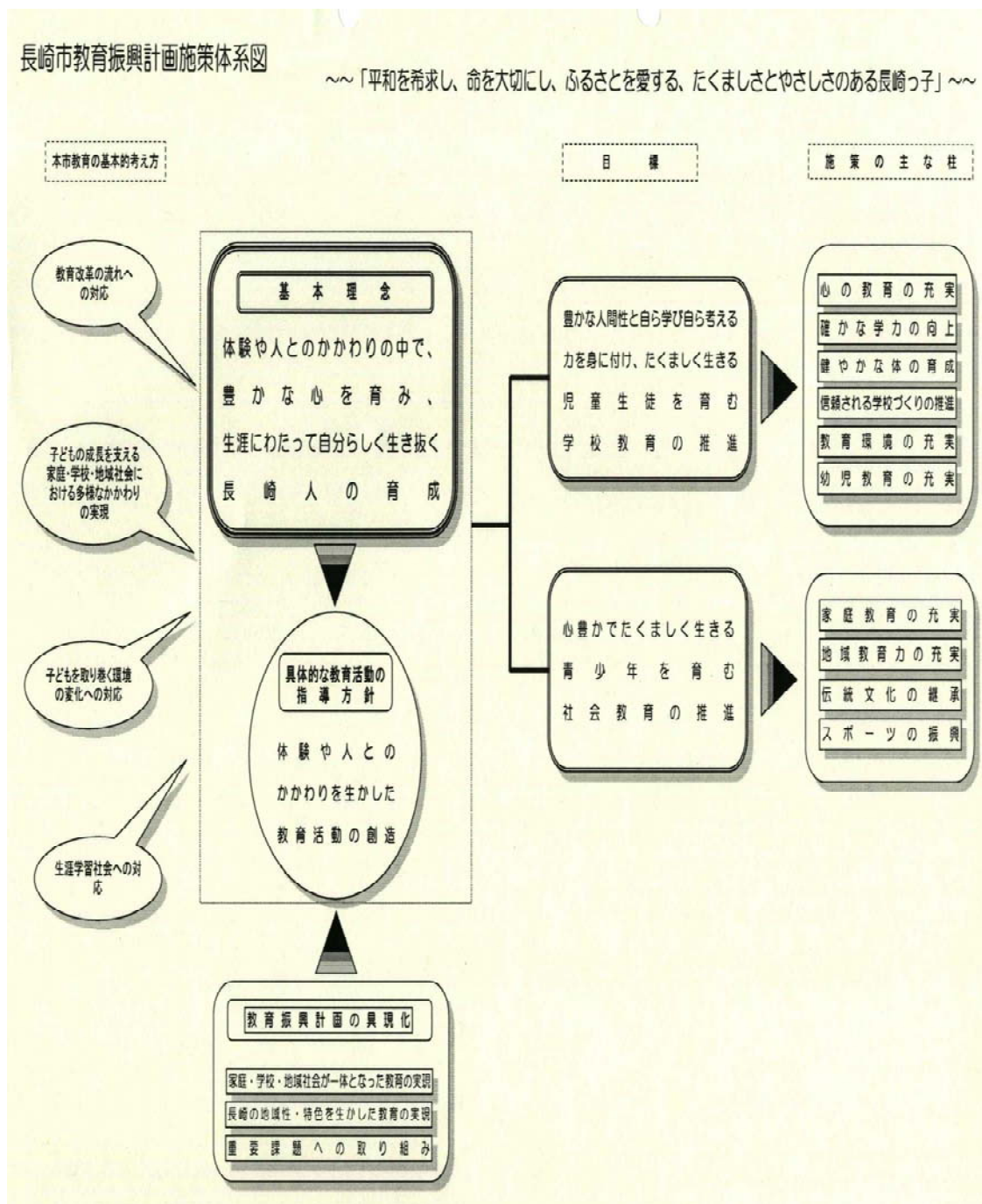
- (1) 各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。
- (2) 各学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から自ら理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。
- (3) 各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ること。

2 長崎市の学校評価システム

2 長崎市の学校評価システム

(1)長崎市教育振興計画

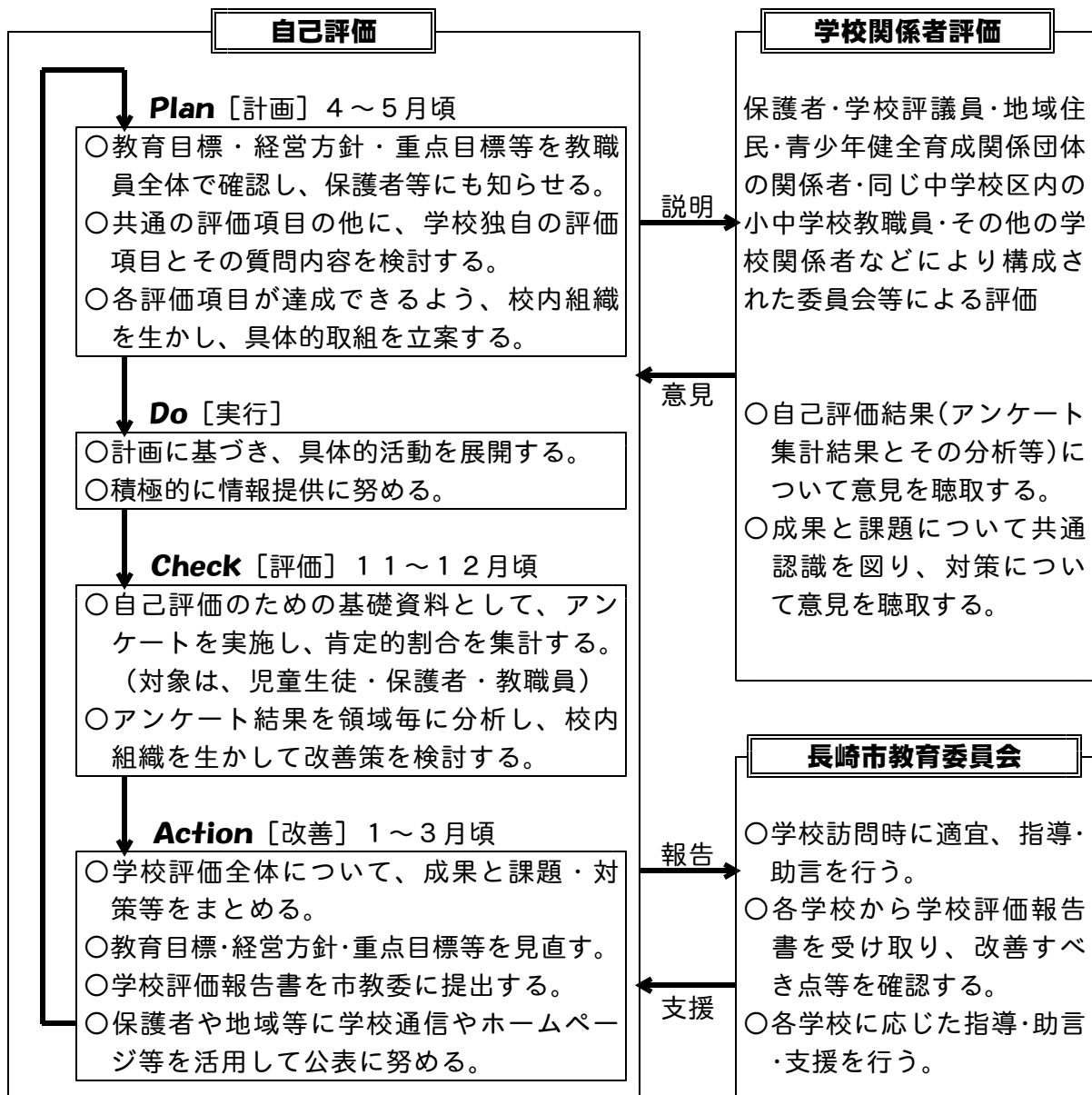
長崎市教育委員会は、昨今の教育改革の流れを適切に踏まえ、子どもの成長を支える家庭、学校、地域社会における多様なかかわりの実現、子どもを取り巻く環境の変化や生涯学習社会への対応等を軸に、長崎市の教育の在り方を明確にし、「平和を希求し、命を大切にし、ふるさとを愛する、たくましさやさしさのある長崎っ子」を育成するため、平成18年12月に「長崎市教育振興計画」を策定しました。



(2)長崎市学校評価システムの概要

これまで学校評価というと、「評価のための評価」に陥りがちな面が指摘されてきましたが、長崎市教育委員会としては「学校改善のための学校評価」が遂行されるよう、次のような特色を盛り込み、本市の学校評価システムを構築しました。

- ① 長崎市教育振興計画に基づくものとする。
- ② 組織マネジメントの「PDCAサイクル」を活用し、1年間1サイクルとする。
- ③ 評価項目を重点化し、共通項目として、様式を統一した報告書を活用する。
- ④ 学校の特色を生かした学校独自の項目を設定できるようにする。
- ⑤ 校務分掌等を活用し、職員の参画意識を高め、組織的・実践的な取組にする。



※「第三者評価」は今後の検討課題

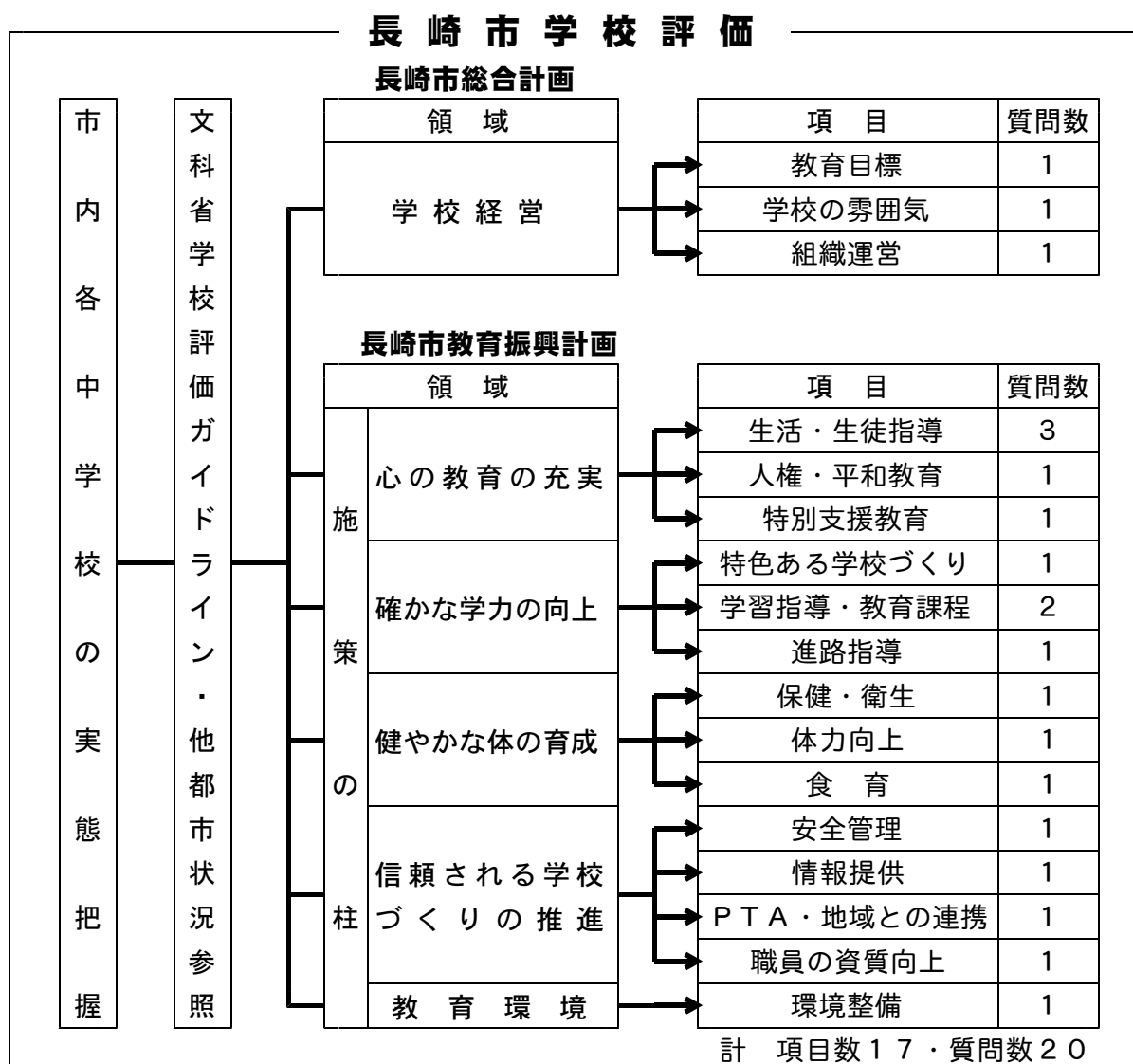
(3) 評価項目の重点化

これまで、市立学校は「長崎市教育振興計画」を受け、学校目標を設定し、特色ある教育活動を展開してきましたが、学校評価の在り方については、学校によって評価項目の数に大きな差があり、少ない学校は 10 項目程度、多い学校は 60 項目を超えており、学校評価そのものに対する客観性の低下が実態として浮かび上がってきました。

そこで、評価項目を重点化して数を絞り込み、市立学校全体である程度の共通化を図ることによって、学校評価の客観性を高めようと、次の①から⑤の手順で作業を行いました。

- ① 各学校の評価項目のうち、頻度の高い項目を抽出
- ② 文部科学省発行の「学校評価ガイドライン〔改訂〕」（平成20年1月）を参照
- ③ 他都市の評価項目を参照
- ④ 長崎市総合計画の学校教育に関する成果指標を生かす
- ⑤ 長崎市教育振興計画の施策の柱（5領域）を基盤とする

以上により、評価項目を 17 項目、質問数を 20 とし、児童生徒・保護者・教職員を対象としたアンケート（例）及び市教育委員会に提出する報告書の様式を作成しました。



(4)「学校評価報告書」作成の手順

「学校評価報告書」は、各学校が、組織マネジメントの「P(計画)・D(実行)・C(評価)・A(改善)サイクル」に沿って取り組めるようになっており、年度末には市教育委員会に提出する様式です。(6～7ページ参照)

特に、学年や校務分掌等の校内組織を生かし、職員力を結集する「(p)(d)(c)(a)サイクル」の視点も取り入れており、学校改善に向け、組織的・実践的な取組が可能となっています。

具体的には、次の表を参考とし、手順に沿って進めていきます。

全体の 流れ	「学校評価報告書」作成のおもな手順	校内組織 を生かし た流れ
P	① 「1 教育目標」「2 学校経営方針」「3 重点目標」を年度当初に記入する。	
	② 「4 自己評価」の「評価項目等」の欄に、学校独自の「項目」・「質問内容」を記入する。 ※ 校内組織を活用し、職員の意見を生かす工夫をする。 →	(p)
D	実 行	(d)
C	③ 児童生徒・保護者・教職員を対象にアンケートを実施し、肯定的割合の結果を「4 自己評価」の「アンケート結果」の欄に記入する。	
	④ 児童生徒・保護者・教職員のアンケート集計結果を領域毎に分析・考察し、問題点等を改善する具体的な案についても検討する。それらを「4 自己評価」の「分析及び改善策」の欄に記入する。 ※ 校内組織を活用し、職員の意見を生かす工夫をする。 →	(c)
A	⑤ 「4 自己評価」全体を通して「5 自己評価のまとめ(成果・課題・対策等)」の欄に記入する。	
	⑥ 上記内容を基に、学校関係者評価委員による会議を行い、そこで聴取した意見等を「6 学校関係者評価」の欄に記入する。	
	⑦ 学校関係者評価を受けて、対策等を見直す必要があれば、「7 対策等の見直し」の欄に記入する。 ※ 校内組織を活用し、職員の意見を生かす工夫をする。 →	(a)

(5)学校評価報告書(様式)

平成 年度 学校評価報告書

学校番号() 長崎市立()学校

1 教育目標

--

2 学校経営方針

--

3 重点目標

--

4 自己評価

領域	項目	質問内容	アンケート結果			分析及び改善策
			(肯定的割合・%)			
			児童生徒	保護者	教職員	
学校経営	教育目標	教育目標を達成している				
	学校の雰囲気	明るく楽しい雰囲気である				
	組織運営	校務分掌は責任体制が明確で、適切に機能している	/	/		
心の教育	生活・生徒指導	ルールやマナーを身につけている				
		あいさつをよくしている				
		教職員は悩みや相談に親身に対応している				
	人権・平和教育	生命や人権・平和を尊重する心が育っている				
	特別支援教育	学校は教育的ニーズに応じた教育を行っている				
確かな学力	特色ある学校づくり	伝統や校風、地域の実態に即した教育を行っている				
	学習指導・教育課程	わかりやすい授業を行っている				
		家庭学習の習慣が身につけている				
	進路指導	将来の進路や職業について適切に指導している				

健やかな体	保健・衛生	衛生管理に努め、健康に関する教育を行っている				
	体力向上	体力が向上している				
	食育	食に関する教育活動をすすめている				
信頼される学校	安全管理	児童生徒の安全に気を配っている				
	情報提供	学校の状況は通信やHP等で知ることができる				
	P T A ・ 地 域 との 連 携	学校はPTAや地域との連携がとれている				
	職員資質向上	研修が充実し、資質が向上している				
教育環境	環境整備	教育環境が充実し、整備されている				

5 自己評価のまとめ(成果・課題・対策等)

6 学校関係者評価

7 対策等の見直し(学校関係者評価を受けて)

※「4 自己評価」の「項目」欄には、領域毎に空欄を設定している。ここには、重点目標に即し、学校独自の「評価項目」並びに「質問内容」を追加することができる。
 <参考例> 読書活動、豊かな体験活動、部活動 等

※「4 自己評価」のアンケートは、4段階で回答するようになっているが、そのうち上位2段階を肯定的回答ととらえ、その割合を集計する。

(6)学校評価アンケート(参考例)

A 児童生徒用アンケート(例)

領域	項目	下の質問に対して、右のあてはまると思う 数字の下に○をつけてください。	とても 思う	そう 思う	そう 思わ ない	全く そう 思わ ない
			4	3	2	1
学校経営	教育目標	学校は「○○○・・・」という教育目標を達成している				
	学校の雰囲気	学校全体に活気があり、明るく楽しい雰囲気である				
心の教育	生活・生徒指導	児童生徒はルールやマナーの大切さを理解し、身につけている				
		児童生徒はよくあいさつをしている				
		先生は児童生徒の悩みや相談に親身に対応してくれる				
	人権・平和教育	児童生徒は生命や人権・平和を尊重する心が育っている				
	特別支援教育	児童生徒は一人ひとりが大切にされ、他人を大切にできる				
確かな学力	特色ある学校づくり	学校は地域に協力し、伝統・校風を大切にした特色ある教育を行っている				
	学習指導	先生の授業はわかりやすい				
		私は家庭学習の習慣が身につけている				
	進路指導	先生は将来の進路や職業について指導している				
健やかな体	保健・衛生	先生は病気や怪我の予防に努め、健康に関する教育を行っている				
	体力向上	児童生徒(私)は体育の授業など(部活動)に熱心に参加している				
	食育	児童生徒は朝ご飯を食べ、好き嫌いなく食事をしている				
信頼される学校	安全管理	児童生徒は安全に過ごしている				
	情報提供	学校や児童生徒の様子は通信やホームページ等で知ることができる				
	PTA・地域との連携	学校とPTAはよく協力している				
教育環境	環境整備	学校施設や道具は整備されている				

B 保護者用アンケート(例)

領域	項目	下の質問に対して、右のあてはまると思う 数字の下に○をつけてください。	とても 思う	そう 思う	そう 思わない	全く そう 思わない
			4	3	2	1
学校経営	教育目標	学校は「○○○・・・」という教育目標を達成している				
	学校の雰囲気	学校全体に活気があり、明るく楽しい雰囲気である				
心の教育	生活・生徒指導	児童生徒はルールやマナーを身につけている				
		児童生徒はよくあいさつをしている				
		教職員は児童生徒の悩みや相談に親身に対応している				
	人権・平和教育	児童生徒は生命や人権・平和を尊重する心が育っている				
	特別支援教育	教職員は児童生徒の教育的ニーズに応じた指導を行っている				
確かな学力	特色ある学校づくり	学校は伝統や校風、地域の実態を踏まえた特色ある教育を行っている				
	学習指導	先生はわかりやすい授業を行っている				
		お子さんは家庭学習の習慣が身につけている				
	進路指導	学校は将来の進路や職業について指導している				
健やかな体	保健・衛生	学校は環境衛生の管理に努め、健康に関する教育を行っている				
	体力向上	学校は児童生徒の体力向上に努めている				
	食育	学校は食に関する教育を行っている				
信頼される学校	安全管理	学校は児童生徒の安全に気を配っている				
	情報提供	学校の状況は通信やホームページ等で知ることができる				
	PTA・地域との連携	学校はPTAや地域との連携がとれている				
教育環境	環境整備	学校は教育環境が整備されている				

C 教職員用アンケート(例)

領域	項目	<p>下の質問に対して、右のあてはまると思う 数字の下に○をつけてください。</p>	とても そう思う	そう 思う	そう 思わない	全く そう 思わない
			4	3	2	1
学校経営	教育目標	学校は「○○○・・・」という教育目標を達成している				
	学校の雰囲気	学校全体に活気があり、明るく楽しい雰囲気である				
	組織運営	校務分掌は責任体制が明確で、適切に機能している				
心の教育	生活・生徒指導	児童生徒はルールやマナーを身につけている				
		児童生徒はよくあいさつをしている				
		教職員は児童生徒の悩みや相談に親身に対応している				
	人権・平和教育	児童生徒は生命や人権・平和を尊重する心が育っている				
	特別支援教育	教職員は児童生徒の教育的ニーズに応じた指導を行っている				
確かな学力	特色ある学校づくり	学校は伝統や校風、地域の実態を踏まえた特色ある教育を行っている				
	学習指導	教職員はわかりやすい授業を行っている				
		児童生徒は家庭学習の習慣が身につけている				
	進路指導	学校は将来の進路や職業について適切に指導している				
健やかな体	保健・衛生	学校は環境衛生の管理に努め、健康に関する教育を行っている				
	体力向上	学校は児童生徒の体力向上に努めている				
	食育	学校は食に関する教育を行っている				
信頼される学校	安全管理	学校は児童生徒の安全に気を配っている				
	情報提供	学校の状況は通信やホームページ等で知らせている				
	PTA・地域との連携	学校はPTAや地域との連携がとれている				
	職員資質向上	研修が充実し、教職員の資質が向上している				
教育環境	環境整備	学校は教育環境が整備されている				

3 学校評価の具体的な進め方

3 学校評価の具体的な進め方

～「学校評価報告書」に基づいて～

(1)教育目標・学校経営方針・重点目標と評価項目の設定

「目標なき者に計画なし、計画なき者に努力なし、努力なき者に達成感なし」

学校改善のためには、まずは適切な目標が必要です。そこがしっかりしているから具体的な計画が立てられます。学校は教育目標の実現を図るため、具体的に学校経営方針と重点目標を設定します。そして、最終的にどの部分を検証・評価するのか、その項目や質問内容を明確にしておくことは、学校経営の充実を図るためにも大変意義のあることです。そのような取組の方向性を保護者や地域の方々に情報提供することは、学校理解を促進するうえで必要なことであり、さらなる支援や協力を得られやすい土壌づくりにつながります。

①教育目標の確認

各学校には教育目標がありますが、めざす児童生徒像を含み、年度当初、校長のリーダーシップのもとに全教職員で確認し、共通理解しておくことは大切なことです。その後のスムーズな学校運営と職員力結集につながります。

②学校経営方針の設定

長崎市の教育方針や市教育振興計画、学校や地域の実態等を踏まえ、教育目標を実現するために、校長による経営方針を示すことは必要です。年度当初、職員の理解を求めることが、その後の学校経営の充実につながります。

③重点目標の設定

教育目標を実現するため、学校経営方針に基づき、今年度の重点目標を設定します。その内容は、4 ページの6領域（学校経営・心の教育・確かな学力・健やかな体・信頼される学校づくり・教育環境）を参考とすることができます。

④学校独自の評価項目設定

「学校評価報告書」では、市内共通の評価項目として17項目、質問内容20項目を設定していますが、学校や地域の実態に合わせて、学校独自の評価項目と質問を設定することは、特色ある学校づくりの視点からも必要なことです。

校長のリーダーシップのもと、校内評価委員会や既存の校務分掌等を活用してそれらを設定すれば、職員の学校経営への参画意識も高まります。したがって、それらを設定する工夫が、さらなる学校改善につながると考えられます。

⑤公表・周知

学校通信やホームページなどで保護者や地域の方々に情報提供することは、学校理解を促進し、開かれた学校づくりにつながります。

また、学校としても、その後に具体的取組を行ううえで、一層の自覚と責任をもって取り組むことができ、成果をあげやすい土壌づくりができると期待されます。

(2) 校内組織(学年・校務分掌等)の活用

学校評価は、ともすると管理職だけの取組になる場合が見られますが、それでは「評価のための評価」になってしまうため、学校改善になかなか結びつかないことが多いようです。したがって、学校改善をめざすには、トップダウン形式だけでなく、職員の考えや取組を吸い上げ、そこから立ち上げていくボトムアップ形式も取り入れていくことが必要です。両方の形式をバランスよく使い分けることが、よりよい組織的な実践につながると考えます。

そこで、校内組織を活用するには、次の三つが考えられます。それは、校内評価委員会等の新たな校内組織を立ち上げる場合、既存の委員会等を活用する場合、校務分掌を活用する場合です。いずれも学校の実態を考慮し、最善の方法をとることが望まれます。ただし、負担感が大きくなりすぎると続かなくなり、取組が形骸化して「評価のための評価」に陥る可能性があるため、その点については配慮が必要です。

この校内組織の活用が、学校改善につながる学校評価となるかどうかのキーポイントとも言えるでしょう。

①事前の確認事項

- 今年度の教育目標・経営方針・重点目標等の確認
- 前年度の学校評価の成果と課題等の確認
- 今年度の年間計画（開催日時・評価の流れ等）の確認
- 全職員による評価項目等の確認
- 校内組織を生かした具体的取組の設定

②主な取組（5ページの「**(p)(d)(c)(a)**」参照）

- (p)**：学校独自の評価項目と質問内容の設定
- (d)**：組織的な実践活動
- (c)**：児童生徒・保護者・教職員のアンケート結果から分析・考察し、改善策を検討
- (a)**：次年度の対策等の見直し

③校内組織の種類

- ア 校内評価委員会（仮称）を新たに設置する場合
 - ・校内から構成員を選任し、委員とする。方法は、次の2通りが考えられる。
 - i) 「心の教育」「確かな学力」「健やかな体」等、領域毎に代表者を選任する。
 - ii) 校務分掌等、既存の組織から代表者を選任し、構成員とする。
- イ 校内の既存の委員会（運営委員会等）を活用する場合
 - ・既存のどの委員会を活用するか確認する。
 - ・該当委員会は、従来の役割とは別に、学校評価の役割を明確に位置づけておく。
 - ・各構成員がどの評価項目を担当するのか確認しておく。
- ウ 校務分掌を活用する場合
 - ・各校務分掌がどの評価項目を担当するのか、明確に位置づけておく。

(3)全教職員による実践と情報提供

学校がよくなっていくためには、まず、「学校をよくしていこう」という意識が教職員全体に共有されることが必要です。例えば、「児童生徒はよくあいさつをしている」という取組については、一部の教職員だけで取り組んでも、なかなか成果は表れません。よく「一人の百歩より、百人の一步」と言われますが、すべての教職員が組織の一員として、自覚と責任をもって取り組むからこそ成果が表れるのです。

しかし、そのようなことは分かっているにもかかわらず、共通理解・共通実践していくことは、現実的には簡単なことではありません。そこで、創意工夫が必要になってきます。

まず、学校経営方針や重点目標に基づいた具体的取組については、確実に伝えて共通理解を図ることが大切です。もし、全ての教職員の足並みが揃わず、一部の教職員の取組となっている場合には、成果をあげた人の具体的な取り組み方や、生徒の変容等を紹介したり、賞賛したりすることもできるでしょう。そうすることで、他の教職員の意欲を喚起し、共通実践を図っていくことが期待できます。

また、適切な学校評価を行うためには、実践の状況や児童生徒の活動の様子などについて、積極的に情報を発信・提供することが大切です。特に、改正された学校教育法の第43条には、「学校運営の状況に関する情報を積極的に提供する」と規定しており、情報提供を一層推進していくことが求められています。

①全ての教職員による取組

- ・学校経営方針や重点目標等に対する共通理解を図る。
- ・共通実践について、具体的取組の合意形成を図る。
- ・特に児童生徒に徹底させておきたいことなどは、年度当初に確認しておく。
- ・成功事例や児童生徒の変容等を紹介し、賞賛する。

②各担当へのサポート

例えば、「衛生管理に努め、健康に関する教育を行っている」という質問内容についての取組は、校務分掌等の担当者を中心として提案があります。その際、校長や教頭などが普段から教職員による学校運営への提案を認め、支援する姿勢があれば、全職員による組織的・計画的な実践につながります。

③積極的な情報提供

2学期後半頃、アンケートを実施しますが、保護者（地域住民）が学校や児童生徒の状況を正しく認識することが難しいために、的確な評価を行うことができない事例が、これまで多く見られました。そこで、そういったことが極力減少するよう、できるだけ多くの情報を学校だよりやホームページ、学校公開、PTA等で提供していくことが望まれます。結果的には、それが、学校に対する信頼性を高めることにつながると考えます。

(4) 自己評価のための情報収集と分析等

学校評価は、各学校のよさを保護者・地域・学校の三者で共通理解し、課題となるところは改善に向けて連携するためのコミュニケーションツールです。学校をありとあらゆる方向から評価し、学校の欠点を見つけ出そうというものではありません。

学校評価を通して各学校は自校のよさを見つけ、それを学校の自信や宝物にすることで学校は伸びていきます。したがって、学校の重点目標を具現化するための様々な取組に対して肯定的にとらえている人がどれだけいるのか、その傾向を把握することが大切です。

そこで、市内共通の取組としては、2学期末頃に児童生徒・保護者・教職員を対象としたアンケートを4段階で実施し、集計結果のうち上位2段階を肯定的割合として分析・考察をすることとしました。

また、児童生徒・保護者・教職員の間でアンケートの結果にずれが生じた際には、その原因を分析することで、課題が明確になります。

各学校は、その課題解決に向けて実態に応じた校内組織等を活用し、改善に向けた取組を行います。

その他、各学校が様々な方法により、自己評価のための情報を収集することも考えられます。行事・授業等についてのアンケートなど、自己評価を的確に行うために多様な情報を収集・分析し、自己評価の客観性・信頼性を高めます。

なお、保護者・地域住民を対象としたアンケートは、学校関係者評価として取り扱うのではなく、あくまでも、自己評価を行う際の資料の一つとしてとらえます。

さらに、アンケート等を実施する際、個人情報の保護という観点からその匿名性について適切に配慮する必要があります。

①アンケートの実施

- ・市内共通の取組として、対象は、児童生徒・保護者・教職員。
- ・学校独自の取組として、地域住民（学校公開日に来ていただいた方、学校で選定した方等）を対象とすることもできる。
- ・実施時期は11月～12月頃。
- ・アンケートを実施する際には、個人情報保護のため一人一人に封筒を使用するなど、匿名性について適切に配慮する。

②アンケートの集計

- ・アンケートは4段階で回答するようになっているが、そのうち上位2段階を肯定的回答ととらえ、その割合を集計する。
- ・兄弟姉妹がいる場合の保護者アンケートのとり方については、学校毎に事前に検討してから対応する。

③アンケート結果の分析・考察

- ・アンケート集計結果から分析や考察を行う。
- ・分析・考察については、評価項目毎ではなく、領域毎に行う。
- ・分析にあたっては、各校の重点目標に即した領域を中心に行う。
- ・学校独自の評価項目については、分析しておくことが望ましい。
- ・長所としては、特に高い数値に着目し、それらの理由について分析する。
- ・長所を生かしたり、さらに伸ばしたりする方法について検討する。
- ・問題点としては、特に低い数値に着目し、それらの理由について分析する。
- ・問題点をどのように改善していくか、具体的取組について検討する。

④改善策の立案

- ・分析並びに考察の結果を基にして、今後の改善策についてまとめる。その際、校内組織等を活用する。
- ・長所をさらに伸ばす視点もあってよい。
- ・問題点に着目し、改善案を検討する。

⑤その他の情報収集方法

- ・行事アンケートについては、対象行事、対象者、書式、実施時期など、学校独自に実施することもできる。
- ・学校公開でのアンケートについては、学校公開日に独自の調査をしたり、教職員との意見交換の機会を持ったりすることが考えられる。
- ・教職員による日常の児童生徒の行動観察も有効である。
- ・学級・学年懇談会等での意見聴取
- ・保護者の率直な意見、要望等の収集
- ・授業評価アンケートについては、児童生徒や保護者等に、日常の授業の分かりやすさなどを学校独自に調査することもできる。(16 ページ参照)

授業評価アンケート(例)

理科の授業評価アンケート

A = そう思う C = あまり思わない
B = 少しそう思う D = とても思わない

		4月9日		12月10日	
		学年在籍生徒数(2クラス)		43名	
		アンケート生徒数		41名	
		A+B (%)	C+D (%)	A+B (%)	C+D (%)
1	理科が好き	55	38	76	24
2	1分野が好き	40	60	88	12
3	2分野が好き	60	40	83	17
4	理科は生活の役に立つと思う	79	17	95	5
5 授業 について	① 理科の授業は楽しく受けられた			88	12
	② 理科の授業はわかりやすかった			85	15
	③ 理科の生徒の質問には良く答えてくれた			95	5
	④ 理科の実験は多かった			61	39
	⑤ 身近な話題やニュース(自然現象・科学等)を良く話題にして説明してくれた			100	0
	⑥ 理科のノートや提出物はよく見てくれた			100	0
	⑦ 昼休みや放課後の補充学習・やり直しテスト等は多かった			88	12

<教科担任による自己分析>

- 1 ○ 理科を嫌いな生徒がかなり減り、好きな生徒が増え3/4程度になった。
▲ 嫌いな生徒がまだ1/4もいるので、今後興味・関心を高め、わかりやすい授業づくりに向け工夫をしたい。
- 2 ○ 1分野を好きな生徒が4月に比べ、2倍の80%を超えることができた。
- 3 ○ 2分野を好きな生徒が4月に比べ、80%を超えることができた。
- 4 ○ 理科が生活に役に立つと答えた生徒が多いことから、生活に関連した指導ができたと思う。
○ 常に身近なものにとえて説明した結果であると考える。
- 5 ① ○ 理科の授業は多くの生徒が興味を持って取り組んでいた。
▲ 楽しくない生徒が12%(5名)いるので、教材の準備や資料活用場面での授業の工夫をしたい。
- 5 ② ○ 理科の授業は、多くの生徒がわかりやすかったと受け止めていた。
○ 化学分野では、原子価まで教えたので、H₂O・CO₂の2がなぜ必要か等の理解につながった。
▲ わかりにくかった生徒が15%(6名)いる。3学期は知識の定着に努めたい。
- 5 ③ ○ 授業中の質問に対する説明には、生徒はほとんど満足しているものと思える。
○ 授業の最初に理科に関する「何でも質問タイム」を設定して、どんな身近な質問でも受け付けたことが結果につながった。今後も継続して取り組みたい。
- 5 ④ ▲ 生徒は、変化のある実験や観察を好きな生徒が多いので、今後は多く取り入れられるようにしていきたい。
- 5 ⑤ ○ 日本や世界の地震・台風・ロケット打ち上げ等のニュースを随時知らせたため、多くの生徒が興味を持っていた。今後も継続して取り組みたい。
- 5 ⑥ ○ 1学期・2学期とも、ノートやレポートを定期的に点検し、全ページにチェックをして返却した。
また、夏休みの宿題等については、全員にコメントをすることができた。この取り組みは今後も継続したい。
- 5 ⑦ ○ 単元の補充学習やテストのやり直しは、昼休みや放課後に合格できるまで何度も実施して理解が深まった。3学期も継続して取り組みたい。

(5) 自己評価のまとめ(成果・課題・対策等)

「自己評価のまとめ」の欄には、アンケートの「分析及び改善策」を基に、成果と課題を明確にし、その後の対策を具体的に示していくことが必要です。その対策が、「PDCAサイクル」のA（改善）に該当すると考えます。このことが学校評価の大きな目的ですから、対策の充実度が学校改善を左右します。したがって、より具体的で実践的な対策が期待されます。

①成果と課題の明確化

- ・アンケート結果や分析等を読み取って、成果と課題を明確にする。

〈成果の例〉

- ・学校だより、学級通信、ホームページなどで学校の様子を発信した。
- ・全職員が連携、協力して清掃指導を行った。

〈課題の例〉

- ・少人数担当との打合せ時間の確保をどうするか。
- ・家庭学習の充実を図るには、どうしたらよいか。

②対策の設定

- ・学校改善に必要な対策について、優先順序を踏まえて設定する。

〈対策の例〉

○小学校

- ・あいさつの重点的指導を行う。
- ・家庭や地域との連携を強化する。
- ・読書習慣(家庭でも)の定着を図る。

○中学校

- ・家庭学習の充実や魅力ある授業づくりなどを通して確かな学力の向上を図る。
- ・生徒指導を充実する。
- ・職員の共通理解を図り、協働体制を確立する。

③指標の設定

- ・学校の実態に応じて、具体的で適切な指標を設定する。

〈確かな学力の向上指標の例〉

- ・授業研究の内容や回数
- ・子どもの成績の推移
- ・〇〇タイムの実施回数など

(6) 学校関係者評価と対策等の見直し

学校関係者評価では、校長が依頼した学校関係者評価委員等（以下、「評価委員」）から自己評価の結果について意見を聴取します。ここでは、評価委員に学校の現状や課題について正しく認識していただき、改善策について共に考え、学校と家庭、地域の連携・協力に基づく実践を促進することがねらいです。特に、評価委員は、これらの活動によって得た学校の取組全般について、家庭や地域へ伝える役割も担います。

なお、自己評価や学校関係者評価の結果を受けて、次年度の目標や具体的取組、対策等が適切かどうか、再確認することも必要です。

① 評価委員

- ・ 保護者・学校評議員・地域住民・青少年健全育成関係団体の関係者・同じ中学校区内の小中学校教職員・その他の学校関係者等の代表から選任する。
- ・ 学校と連携して改善策を考え、よき理解者として実践に協力する。
- ・ 学校の取組全般について、家庭や地域等に伝えることが望ましい。
- ・ 学校運営上必要な人数とすることができる。

② 評価委員への事前の確認事項

- ・ 適切な評価を行うための授業や学校行事等における参観の必要性
- ・ 校長など教職員や児童生徒との対話等の必要性
- ・ 児童生徒に関する個人情報の保護（守秘義務）

③ 評価委員に提供すべき情報

- ・ 教育目標、学校経営方針、重点目標、評価計画等
- ・ 教育活動及び学校運営の状況
- ・ 各種アンケートの結果（共通・行事・授業等）

④ 評価委員から意見聴取する内容

- ・ アンケート結果と分析・考察等について。
- ・ 成果と課題を踏まえて設定した対策について。

⑤ 学校関係者評価を行う際の視点

- ・ 自己評価の結果（特に、課題の把握と今後の対策）は適切か。
- ・ 学校独自の評価項目、それらを達成するための具体的取組は適切か。
- ・ 学校が、家庭や地域とさらに連携・協力して取り組むべきことは何か。
- ・ 家庭や地域が、さらに努力すべきことは何か。

⑥ 対策の見直し

- ・ 学校は、学校関係者の意見を聴取して、必要に応じて自己評価や対策等を見直す。
- ・ 今後（次年度）の考え方や方向性等について、学校教育全体の視点も含める。

(7) 学校評価報告書の提出と結果の公表

自己評価及び学校関係者評価の結果等については、学校評価報告書に記入し、年度末に市教育委員会へ提出します。

また、この内容については、学校の判断により、学校だよりやホームページ等を活用して、周知・公表することも必要です。

なお、改正された学校教育法施行規則第66条～68条には、自己評価の実施及びその結果の公表、設置者への報告の義務などが規定されています。

① 学校評価報告書の提出

- ・ 設置者への報告の義務により、学校評価報告書を記入し、年度末までに市教育委員会へ報告する。

② 結果の公表

- ・ 学校は、学校評価報告書の全部もしくは一部を学校の判断により公表する。
- ・ 公表の手段としては、学校だよりやホームページ等を活用する。

③ 公表における配慮事項

- ・ 個人情報の保護

児童生徒や保護者等の個人情報の保護や安全確保に留意し、情報や資料を公表するものと非公表にするものとを区分します。発信された情報によるプライバシーの侵害等個人が不利益を被ることのないようにしなければなりません。

- ・ ホームページ上での公表内容の吟味

ホームページに掲載する場合は、情報の提供先が不特定多数・広範囲になり、誰が何の目的で閲覧するかわかりません。必要な情報を適切に選択して掲載することが大切です。

- ・ 公表対象者への配慮

保護者や地域住民等が、短時間でポイントを理解できるように、専門的な用語は使用せずわかりやすいことばで、簡潔にわかりやすくまとめ公表することが大切です。また、学校からの一方的な説明にならないよう、保護者や地域住民と対話の機会を持つことが大切です。

- ・ 被害防止

公表された情報は悪用される危険が常にあります。特に、校舎配置図、日課表、学校行事等の詳細な日程、通学路等に関する情報は、安全対策上掲載する必要はありません。

- ・ 情報の発信・提供

学校評価の参考となる保護者や地域住民によるアンケートの信頼性をより高めるために、学級だよりや学校だより等文書による情報発信や学校公開の機会を適切に設定するなど、学校や家庭・地域の実態に応じた情報発信・提供の工夫が大切です。

4 教育委員会による支援

4 教育委員会による支援

(1) 学校評価報告書の分析

市教育委員会は、各学校から提出された学校評価報告書により、成果や課題、改善策等を分析し、その結果から本市の課題を明確にし、今後の教育行政に生かします。

さらに次年度、よりよい学校評価が促進されるよう、各学校やPTA、地域関係団体等に取り組みの成果や好事例を紹介して、啓発を行います。

また、結果を保護者・地域に対して公表します。

①本市の課題を検証

各学校の報告書による分析結果をもとに、本市の課題を検証し、今後の教育行政に生かします。

- ・研究指定校の検討
- ・学校訪問や指導主事の派遣
- ・教科部会・教科外部会等での指導助言
- ・学校施設・設備の計画的整備
- ・各補助金の適正配分 等

②各学校への啓発

次年度、各学校が一層適切な学校評価を実施できるよう、その在り方について研修会等で啓発を行います。

- ・長崎市学校評価ガイドラインに示した趣旨の徹底
- ・学校改善に活かされた成功事例等の紹介
- ・学校評価のよりよい進め方と報告書の記入の仕方

③PTA・地域関係団体等への啓発

保護者や地域関係団体等に対して、学校評価に対する正しい理解と啓発を行います。特に、学校の課題を改善していくためには、保護者・地域の協力が不可欠です。学校の現状をよく理解していただき、どのような援助や協力ができるのか、具体的な手立てを学ぶ機会が提供できるよう、研修会等を行い、啓発を図ります。

- ・学校評価の趣旨や具体的内容をリーフレットで啓発
- ・長崎市学校評価ガイドラインに示した趣旨の確認
- ・学校改善に活かされた成功事例等の紹介
- ・学校評価のよりよい進め方の紹介

④学校評価の結果を公表

長崎市教育委員会が運用するホームページ「あじさいワールド」を活用して、学校評価全体について結果を公表し、保護者・地域住民の一層の学校理解を図ります。

- ・各学校の学校評価の結果を公表
- ・市教育委員会の総括を公表

(2)課題改善に向けた支援

市教育委員会は、学校評価報告書の分析結果をもとに、各学校が改善すべき課題を掌握したうえで、必要な指導・助言を行うとともに、各学校の実態に応じた具体的支援を行います。

①学校訪問による指導助言

市教育委員会では、各学校からの要請等に応じ、教職員の指導力向上を図るとともに、施設や備品等の学校教育環境の充実を図ることを目的に、次のような学校訪問を行います。

- ・研究指定校（単年度、2か年継続）
- ・校内研究
- ・初任校長校
- ・教科等指導 等

②校長面談における支援

学校経営の責任者である校長との面談では、学校評価に基づく成果や課題、改善策等を取り上げ、課題の共有や改善に向けた具体的取組等、各学校にとって必要な支援を行います。

③教科部会・教科外部会、講演会等における指導助言

各小中学校の教科及び教科外主任等、担当者が集まる部会毎の授業研究会や、テーマに基づく講演会等を活用し、校長会と連携を図ったうえで、学校評価を生かした学校改善の取組について、指導・助言を行います。

④各種研修会における工夫

本市は、中核市として、初任者研修をはじめ10年経験者研修等の法令研修や、特別支援教育コーディネーター、司書教諭等の職務に関する研修、さらに平和教育や人権教育等の課題に関する研修を実施しています。今後は、これらの研修に学校評価の分析結果や好事例等を基礎資料として活用したり、協議の課題として取り入れたりして、具体的研修に生かします。

⑤学校の実態に応じた職員の適正配置

各学校の分析結果を踏まえ、実態に即したよりよい学校経営がなされるよう、市が独自に雇用する職員について、適正に配置します。

- ・特別支援教育支援員
- ・学校図書館司書
- ・心の教室相談員
- ・メンタルフレンド
- ・ヤングアドバイザー 等

関連資料

○関連法規

学校教育法

第 42 条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第 43 条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

※これらの規定は、幼稚園（第 28 条）、中学校（第 49 条）、高等学校（第 62 条）、中等教育学校（第 70 条）、特別支援学校（第 82 条）、専修学校（第 133 条）及び各種学校（第 134 条第 2 項）に、それぞれ準用する。

学校教育法施行規則

第 66 条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第 67 条 小学校は、前条第 1 項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第 68 条 小学校は、第 66 条第 1 項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

※これらの規定は、幼稚園（第 39 条）、中学校（第 79 条）、高等学校（第 104 条）、中等教育学校（第 113 条）、特別支援学校（第 135 条）、専修学校（第 189 条）、各種学校（第 190 条）に、それぞれ準用する。

学校評価に係る学校教育法施行規則等の一部を改正する省令通知

19 文科初第 849 号
平成 19 年 11 月 8 日

各都道府県教育委員会 殿
各指定都市教育委員会 殿
各都道府県知事 殿
各指定都市市長 殿
附属学校を置く各国立大学長 殿

文部科学省初等中等教育局長
金森 越哉
(印影印刷)

このたび、別添のとおり「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成 19 年文部科学省令第 34 号）」が平成 19 年 10 月 30 日に公布され、「学校教育法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 96 号）」（以下「改正法」という。）の施行の日から施行されることとなりました。

改正法による改正後の学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 42 条の規定により、学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることとされています。この省令は、「文部科学大臣が定めるところにより」行われる学校評価について、その実施及び公表等について定めるものです。

この省令の概要及び留意事項は下記のとおりですので、その運用に当たり遺漏のないようお取り計らい願います。

また、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、各都道府県知事におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、国立大学長におかれては、その管下の学校に対して、この省令の制定及び趣旨について周知を図るとともに、必要な指導等をお願い申し上げます。

記

1. 規定の概要

(1) 自己評価（~~第50条~~ 第66条）

- ① 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとしたこと（第 1 項）。
- ② 小学校は、自己評価を行うに当たっては、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとしたこと（第 2 項）。

(2) 学校関係者評価（~~第50条の2~~ 第67条）

小学校は、自己評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価（以下「学校関係者評価」という。）を行い、その結果を公表するよう努めるものとしたこと。

(3) 評価結果の設置者への報告（~~第50条の3~~ 第67条）

小学校は、自己評価の結果及び学校関係者評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとしたこと。

(4) その他（付則等）

- ① この省令は、改正法の施行の日から施行すること。
- ② (1) から (3) までの規定は、幼稚園、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において準用すること。

2. 留意事項

(1) この省令に基づく学校評価の実施等に着手すべき時期

この省令は、改正法の施行の日、すなわち改正法の公布の日（平成 19 年 6 月 27 日）から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。現時点で、改正法の施行期日を定める政令は制定されていないが、各学校及び設置者においては、速やかにこの省令に基づく学校評価の実施及び公表等に向けた取組に着手するとともに、遅くとも平成 20 年度末までには自己評価の実施及び公表等を行うことが求められること。

(2) 自己評価の実施

自己評価を実施し、その結果をとりまとめるに当たっては、評価結果及びその分析に加えて、それらを踏まえた今後の改善方策について併せて検討することが適当であること。

(3) 自己評価の結果の公表

- ① 自己評価の結果の公表内容については、評価結果及びその分析に加えて、それらを踏まえた今後の改善方策について併せて公表することが適当であること。
- ② 自己評価の結果の公表方法については、当該学校の幼児児童生徒の保護者に対して広く伝えることができる方法により行うことが求められること。その方法として、例えば、学校便りに掲載する、PTA 総会等の機会に保護者に対する説明を実施する等が考えられること。
- ③ さらに、保護者のみならず広く地域住民等に伝えることができる方法により行うことが適当であること。その方法として、例えば、学校のホームページに掲載する、地域住民等が閲覧可能な場所に掲示する等が考えられること。

(4) 学校関係者評価の実施

- ① 各学校においては、この省令に基づく学校関係者評価の実施及び公表に取り組むことが求められること。また、教育委員会等の学校の設置者においては、今後すべての学校において学校関係者評価の実施及び公表に向けた取組が進められるよう十分な指導等が求められること。
- ② 学校関係者評価は、自己評価の結果を踏まえて行うこととされていることから、自己評価の結果について学校関係者評価において評価することが求められること。
- ③ 学校関係者評価の評価者については、
 - (ア) 評価者に当該学校の幼児児童生徒の保護者を含めることが適当であること。
 - (イ) 「学校関係者」である評価者としては、(ア) のほかに、当該学校の教職員を除き、当該学校の運営やその幼児児童生徒の育成にかかわり

がある者など、当該学校と直接の関係のある者とするのが適当であること。

(ウ) (ア) 及び (イ) に掲げた者のほか、必要に応じて、大学教員等の当該学校と直接の関係を有しない有識者を加えることも考えられること。

④ 学校関係者評価を実施するに当たっては、例えば以下の取組を行うことにより、評価者による主体的な評価活動を促すことが求められること。

(ア) 学校関係者評価を行うための体制を整備するため、委員会等を組織すること。

(イ) 学校関係者評価を実施するに当たり、その評価活動の一環として、評価者による授業など教育活動等の観察や校長など教職員との意見交換を行うこと。

⑤ 保護者等を対象とするアンケートの実施のみをもって学校関係者評価を実施したとみなすことは適当ではないこと。

⑥ 学校関係者評価を実施し、その結果をとりまとめるに当たっては、評価結果及びその分析に加えて、学校においてそれらを踏まえた今後の改善方策について併せて検討することが適当であること。

(5) 学校関係者評価の結果の公表

学校関係者評価の結果の公表についても、上記「(3) 自己評価の結果の公表」の①から③までの例により行うこと。

(6) 学校評価の結果の学校の設置者への報告

① 自己評価及び学校関係者評価の結果の当該学校の設置者への報告は、報告書としてとりまとめたものを学校の設置者に提出する方法により行うことが適当であること。

② 自己評価及び学校関係者評価の結果については、必ずしも別の報告書としてとりまとめる必要はないものであり、双方の結果を一つの報告書としてとりまとめることが考えられること。

③ 報告書には、学校評価の結果に加えて、それらを踏まえた今後の改善方策について併せて記載することが適当であること。

(7) 教育委員会規則等の改正

学校を設置する教育委員会においては、本件通知を参考にして教育委員会規則等を改正し、設置する学校における学校評価の実施及び公表並びに評価の結果の設置者への報告に関する規定を置くことが望まれること。

(8) 学校評価ガイドラインの改訂

文部科学省では、改正法及びこの省令を踏まえて、平成 18 年 3 月 27 日に策定した「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」を改訂し、自己評価及び学校関係者評価の実施及び公表並びに評価の結果の設置者への報告について、その目安となる例を示す予定であること。

幼稚園及び高等学校についても、今後、ガイドラインを策定する予定であること。

体験や人とのかかわりの中で、豊かな心を育み、 生涯にわたって自分らしく生き抜く長崎人の育成 「長崎市教育振興計画」

21世紀に入り、我が国の社会は大きな転換期を迎えており、学校教育を取り巻く環境も急激に変化しています。

現在、本市では、家庭教育、学校教育、社会教育及びスポーツ・文化等の各方面において多様な教育活動を実施していますが、その全てが人として「自立と共生」を促すために大切な取り組みであり、一つひとつの活動をこれまで以上に充実していくことが必要だと考えています。

そのためには、保護者や地域の方々の願いをしっかりと受け止めるとともに、長崎の地域性や特色を生かしながら、現在最優先で取り組むべき重要課題を明確にし、「本市教育の具体的な考え方」の具現化に努めるために、「長崎市教育振興計画」を策定しました。

第1章 明日の子ども明日の長崎を見つめて

第1節 本市教育の基本的な考え方

- 1 教育改革の流れ
- 2 子どもの成長を支える基盤
- 3 子どもを取り巻く現状
- 4 生涯学習への対応
- 5 基本理念

【本市教育の基本理念】

体験や人とのかかわりの中で、豊かな心を育み、生涯にわたって自分らしく生き抜く長崎人の育成

第2章 長崎市教育振興計画の具現化に向けて

第1節 家庭・学校・地域社会が一体となった教育の実現を目指して

第2節 長崎の地域性・特色を生かして

第3節 本市教育の重要施策

○「心の教育の充実」を図ります。

○「確かな学力の向上」を図ります。



長崎市教育委員会では、「心の教育の充実」と「確かな学力の向上」を重要施策としています。

子どもの目線を大切にします。

第3章 施策体系

長崎市教育振興計画施策体系図

～「平和を希求し、命を大切にし、ふるさとを愛する、たくましさやさしさのある長崎っ子」～

教育改革の流れへの対応

子どもの成長を支える家庭・学校・地域社会における多様な関わりの実現

子どもを取り巻く環境の変化への対応

生涯学習社会への対応

本市教育の基本的考え方

基本理念

体験や人とのかかわりの中で、豊かな心を育み、生涯にわたって自分らしく生き抜く長崎人の育成

具体的な教育活動の指導方針

体験や人とのかかわりを生かした教育活動の創造

教育振興計画の具現化

家庭・学校・地域社会が一体となった教育の実現

長崎の地域性 特色を生かした教育の実現

重要課題への取り組み

目標

豊かな人間性と自ら学び自ら考える力を身に付け、たくましく生きる児童生徒を育む学校教育の推進

目標

心豊かでたくましく生きる青少年を育む社会教育の推進

施策の主な柱

心の教育の充実
確かな学力の向上
健やかな体の育成
信頼される学校づくりの推進
教育環境の充実
幼児教育の充実

施策の主な柱

家庭教育の充実
地域教育力の充実
伝統文化の継承
スポーツの振興

第4章 施策の展開

長崎市立幼・小・中学校でこれからどんなことをするのか説明しています。

第1節 豊かな人間性と、自ら学び自ら考える力を身に付け、たくましく生きる児童生徒を育む学校教育の推進

21世紀を担う心豊かでたくましい子どもの育成を目指し、わかる授業・活力ある授業の展開、道徳教育や体験的な活動・読書指導などを通して、「心の教育の充実」と「確かな学力の向上」に努めます。

また、生涯を通じて心身ともに健康で安全に生き抜く、たくましい実践力を身に付けるため、体育・安全教育を推進します。

一 心の教育の充実

生命を尊重する心、他への思いやりや社会性、倫理観や正義感、美しいものや自然に感動する心など、子どもたち一人一人の調和のとれた心豊かな人間性を培うために、すべての教育活動を通して、子どもたちの心に響く多様な活動を行います。

また、児童生徒が自ら日ごろのストレスを和らげることができるよう、教職員の資質の向上も図ります。

さらに、不登校児童生徒に対しては、相談体制の充実を図り、一人一人の子どもたちの状況に応じた学校生活等への復帰を支援していきます。

主な施策

- (1) 読書活動の推進
- (2) 豊かな体験活動の充実
- (3) 道徳教育の充実
- (4) 生徒指導の充実
- (5) 学校教育相談の充実
- (6) 特別支援教育の充実
- (7) 平和教育の充実
- (8) 国際理解教育の推進
- (9) 人権教育の充実

心に響く体験活動を取り入れます。



読書活動は心の栄養です。



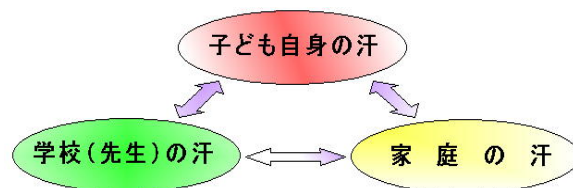
道徳の授業で道徳的価値を高めます。



二 確かな学力の向上

個に応じた指導の充実に努めることにより、基礎・基本を確実に定着させ、それを基に自ら学び自ら考える力など、21世紀に通用する「生きる力」の育成を目指すとともに、教師の指導力の向上にも取り組みます。

- (1) 特色ある学校づくりの推進
- (2) 学習指導の充実
- (3) 情報教育の充実



三者の汗が結集し、確かな学力の向上を目指します。

一人一人を大切にした学習指導



情報教育はモラル指導も大切です。



三 健やかな体の育成

健康は、生活行動と深く関わって成り立つものであり、また、個人の健康と集団の健康が相互に影響し合っています。そこで健やかな体の育成を図るために、個々の疾病や身のまわりの衛生、調和のとれた食事、適切な運動、休養及び睡眠が必要とされます。

しかし、子どもたちの体力の低下、偏った食事や不規則な食習慣、性感染症罹患者の低年齢化などの実態もあります。

これらのことを踏まえて、保健・給食等関係機関と連携を図りながら、健やかな体の育成を図ります。

また、心身の健全な発達を促すために、安全で栄養のバランスのとれた給食の提供に努めます。

- (1) 健康教育の充実
- (2) 学校給食の充実
- (3) 学校体育活動の充実
- (4) 課外クラブ活動(部活動)の充実

楽しい学校給食



生涯にわたってスポーツ・文化活動に親しむための、基礎をつくります。

給食は心も満たす時間です。

四 信頼される学校づくりの推進

学校が、「心の教育の充実」や「確かな学力の向上」などの諸課題に適切に対応し、保護者や地域社会の信頼に応えた学校教育を展開していくためには、学校の評価と情報提供の推進により学校の自主性・自律性の確立や開かれた学校づくりに努めるとともに、地域の実情に応じた特色ある学校づくり、教職員の資質向上などに取り組んでいくことが重要な課題です。
このことを踏まえて、信頼される学校づくりを推進します。

- (1) 開かれた学校づくりの推進
- (2) 教職員の資質向上
- (3) 安全管理の充実

学校において、事件・事故に対する適切かつ確実な危機管理ができるよう対策を講じます。

安全管理（不審者対策避難訓練）



五 教育環境の充実

本市の児童生徒数は昭和30年代にピークを迎えたものの、昭和40年代から50年代にかけて人口のドーナツ化現象やそれに伴う団地開発等により、小・中学校が数多く新設されました。
その際、当時の通学区域の設定やそれに伴う通学路等は、通学区域制度の原則を重視したため、個々の事例に応じた柔軟な対応に欠ける側面もありました。
そこで、「教育環境」の充実を図るために、教育改革の動向や本市の児童生徒及び保護者等の要望を受けとめ、学校規模の適正化を図るとともに全市的な観点から通学区域制度の見直しを行います。
また、個々の事例に対しては、各学校との連絡を密にするとともに窓口での相談業務を充実させて、今まで以上に柔軟な対応を行います。

- (1) 通学区域制度の見直し
- (2) 小・中学校の適正配置の推進

保護者や児童生徒の意向に配慮しながら、地理的条件等実状に即して見直しを行います。

六 幼児教育の充実

幼児は、生活や遊びといった直接的・具体的な体験を通して、情緒的・知的な発達、あるいは社会性を涵養し、人間として、社会の一員として、より良く生きるための基礎を獲得していきます。また、幼児期は、知的・感情的な面でも、また人間関係の面でも、日々急速に成長する時期でもあります。
したがって、幼児期における教育が、その後の人間としての生き方を大きく左右する重要なものであることを認識し、幼児教育の充実を図ります。

- (1) 幼稚園教育の充実

幼・保・小の連携の在り方について研究します。

第2節 心豊かでたくましく生きる青少年を育む社会教育の推進

社会教育の分野では、平成15年3月に「長崎市生涯学習基本計画」を、平成16年12月には、「長崎市スポーツ振興計画」を策定し、生涯学習社会、生涯スポーツ社会の実現に向けた施策を推進しています。

また、歴史に培われた多くの文化財と、各地域に伝わる伝統芸能などの保存・継承などを通して、個性豊かな長崎のまちづくりを進めています。

これらの施策を通して、健康で、活力にあふれ、学び続ける市民の育成を図り、その学習活動やスポーツ活動の支援を行います。

特に、幼児期においては家庭を中心として健やかな体と豊かな心を育てることが大切になります。このため、直接子育てに携わる親と家庭を取り巻く地域の教育力の向上を目指します。

青少年期においては、多様な体験を通して、積極的に社会に参加し、生涯を通して自己実現を図る自立した市民となるよう育成を図ります。

1 家庭教育の充実

主な施策

- (1) 家庭教育への支援
- (2) 指導者の育成

家庭教育（親子料理教室）



3 伝統文化の継承

主な施策

- (1) 文化財の保護・整備
- (2) 史跡「出島和欄商館跡」の復元
- (3) 伝統芸能の保存・継承・整備
- (4) 文化財愛護事業
- (5) 長崎の歴史と文化に触れる場の充実

2 地域教育力の充実

主な施策

- (1) 青少年の健全育成
- (2) 指導者の育成
- (3) 豊かな体験活動の充実
- (4) 青年教育の充実
- (5) 情報教育の充実
- (6) 平和教育の推進
- (7) 読書活動の推進
- (8) 学社融合の推進
- (9) 生涯学習の啓発

4 スポーツの振興

主な施策

- (1) スポーツイベントの開催
- (2) スポーツ団体との連携
- (3) 総合型地域・スポーツクラブの創設・育成

長崎ベイサイトマラソン&ウォーク



長崎市学校評価ガイドライン

平成22年1月発行

【編集協力者】

長崎市中学校教頭会 教育課程班
長崎市立式見中学校 教頭 橋口 稔
長崎市立西泊中学校 教頭 飯口 泰介
長崎市立緑が丘中学校 教頭 森 淳
長崎市立高島中学校 教頭 本田勝一郎
長崎市立野母崎中学校 教頭 林田 俊澄
長崎市立池島中学校 教頭 平野 俊男

【編集・発行】

長崎市教育委員会 学校教育部 学校教育課
〒850-8685 長崎市桜町2番22号
電話 095-829-1195